

第 230 回：消費税・1（消費税制度の仕組み）

法人の経営者の方や個人事業者の方でしたら、消費税とはどんな仕組みなのか、なぜ納付しなければならないのかと一度は考えたことがあるかもしれません。

今回は消費税制度の仕組みについて説明します。

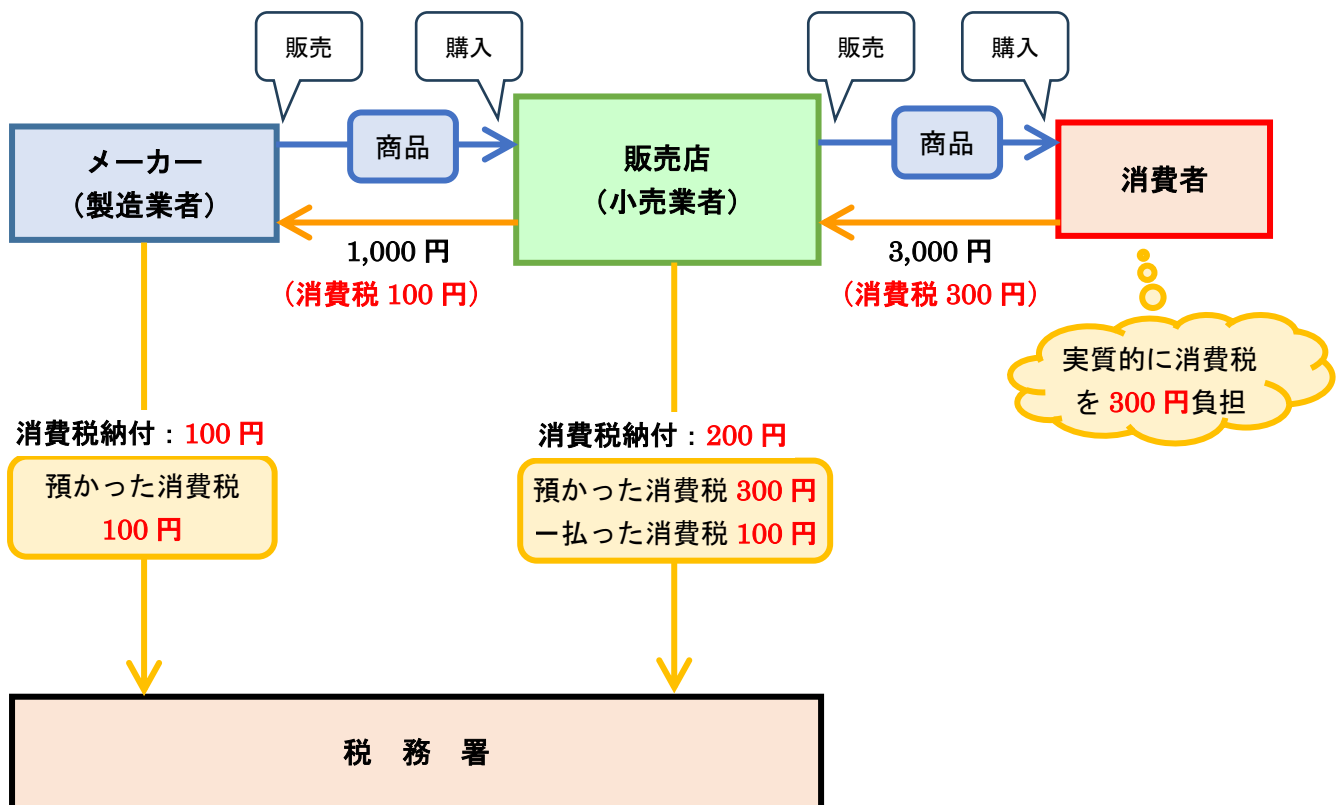
■消費税納付までの流れ

消費税は、物やサービスを消費した人が負担する税金で、商品などが販売されるたびに販売価格に上乗せされていて、最終的に税を負担するのは消費者ということになります。そして、事業者は「預かった消費税」と「自社が支払った消費税」の差額を税務署へ納付しなければなりません。

消費者が負担し事業者（課税事業者）が納付します。

消費税の計算方法には本則課税制度と簡易課税制度という 2 種類があり、どちらの制度を選択するかにより実際の納付額も変わってきます。

◇販売店(小売業者)の納付までの流れ（※本則課税制度の場合）



■課税売上高が1,000万円を超えると課税事業者になる

一定以上の収入がある事業者は消費税を申告することが義務付けられます。その「一定以上の収入」があるかどうかの判断に使われるのが、基準期間や特定期間の「課税売上高」の数字です。

◇基準期間とは

- ・個人事業主：前々年（1月1日～12月31日）

例：令和5年分の確定申告の基準期間：令和3年1月1日～12月31日

- ・法人：前々事業年度

例：事業年度（令和5年8月1日～令和6年7月31日）の基準期間：

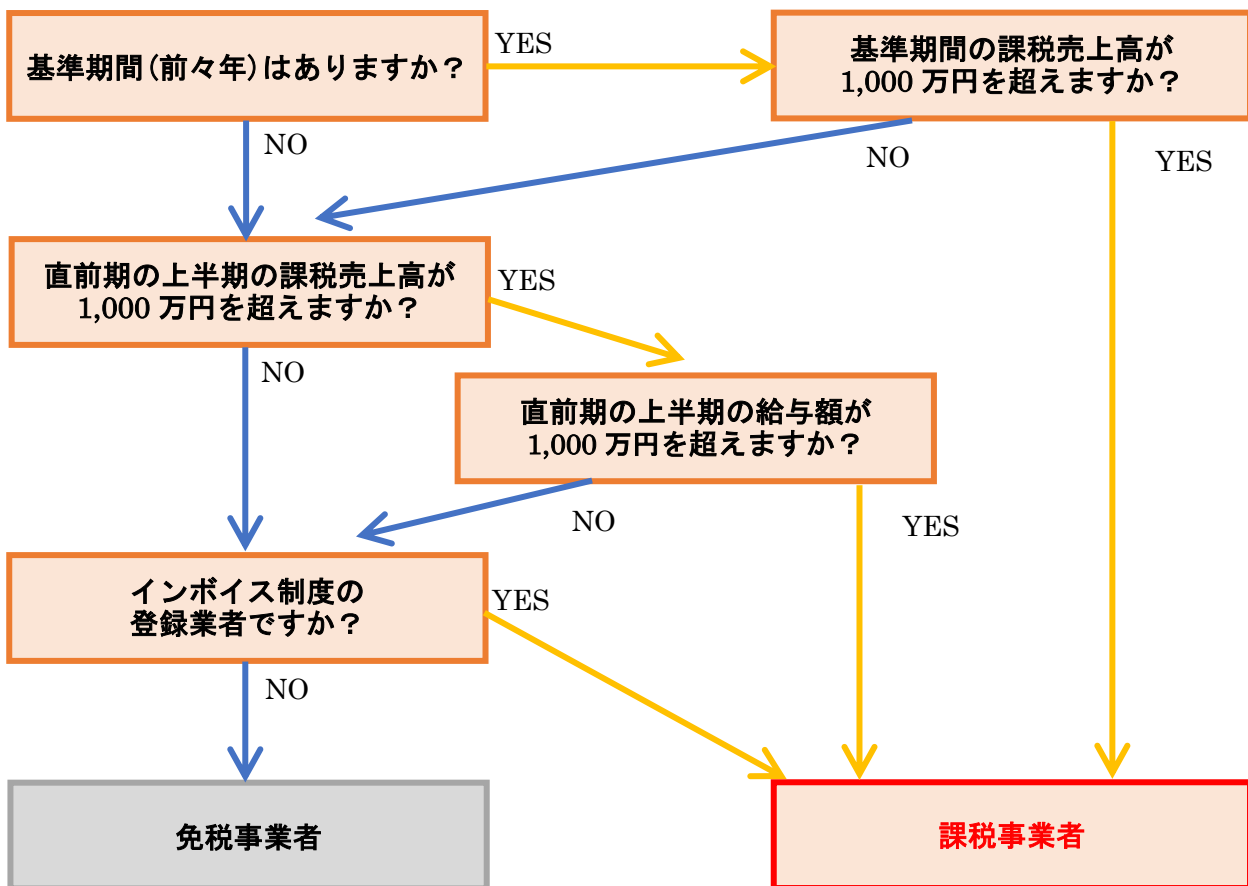
令和3年8月1日～令和4年7月31日

◇特定期間とは

個人であれば前年の1月1日～6月30日、法人であれば原則として、前事業年度開始の日以後の6か月間を指します。

課税事業者（消費税の納付が必要な事業者）か免税事業者（消費税の納付が免除されている事業者）かは、以下のように判断します。

◇フローチャート



消費税の計算方法については、次回の Topics にてご説明いたします。詳しい内容については当事務所までお気軽にご相談ください。